

[事案 21-61] 契約無効確認・既払込保険料返還請求

・平成 22 年 6 月 18 日 裁定終了

< 事案の概要 >

銀行員による違法不当な保険募集により締結した変額個人年金保険契約は無効であるため、既払込保険料と受取済払戻金との差額の支払を求めるもの。

< 申立人の主張 >

平成 17 年 12 月、銀行の支店で、行員(募集人)の説明を受け変額個人年金に加入した。その際に行員の説明は、下記のとおり、事実と異なり、誤解を招くものであった。虚偽の説明により契約したので契約は無効であるから、既払込保険料と受取済の分配金(自動特別払戻金)との差額を支払って欲しい。

- (1) 契約時の説明では、3 年経過以降であれば解約手数料がかからず、一時払い保険料(1,000 万円)をそのまま返戻するということがあったが、3 年経過して銀行に行ったところ、解約返戻金は 640 万円しかなかった。
- (2) 「この商品は銀行が取り扱っていて、普通の保険会社の商品と全く違ったもので、分からないことがあれば全て銀行に聞けば分かる」と言われ、銀行の商品であり保険ではないと誤解した。

< 保険会社の主張 >

本件に関する下記の銀行側の主張は合理的であると考え、それを疑うべき理由を見出すことができないと考えられることから、申立人の請求に応ずることは出来ない。

- (1) 募集時に、解約手数料をパンフレットに基づいて適切に説明し、資産残高が自動特別払戻金の支払の結果として減少し、運用いかんによって増減することもパンフレットに基づいて説明しており、虚偽の説明を行ったという事実はない。
- (2) 保険商品の説明がパンフレットに基づいてなされたことは、申立人も認めていると思われるが、当該パンフレットには、「解約が 3 年間以降であれば手数料が要らず、一時払保険料をそのまま返戻する」といった記述はない。他方、契約日から 7 年未満の解約について手数料が引かれること、資産残高が分配金の支払によって減少し運用いかんによって増減することが記載されている。
- (3) 申立人は、前記パンフレットに基づいて約 1 時間商品説明を受けた後、いったん持ち帰り、約 3 週間後に来店され、再度パンフレットに基づいて 1 時間以上の説明を受け、契約に至った。

< 裁定の概要 >

裁定審査会では、申立人の主張の法律上の根拠は不明であったが、「募集人は虚偽の説明を行ったものであるから、消費者契約法第 4 条 1 項あるいは民法 9 6 条(詐欺)により取り消す。あるいは民法 9 5 条の錯誤に該当するものであるから無効である」という主張であると善解し、当事者双方から提出された書面等の内容および申立人ならびに募集人からの事情聴取の内容にもとづき審理した。審理の結果、下記理由により、本件申立ては認められないことから、生命保険相談所規程第 44 条にもとづき、裁定書をもってその理由を明らかにして、裁定手続きを終了した。

- (1) 消費者契約法及び詐欺による取消の可否について

下記により、申立人の契約取消の主張は理由がないものと認められる。

申立人は、一度銀行の窓口で商品パンフレットに基づき説明を受け、その後資料を持ち帰り約3週間後に契約していることから、1カ月弱の期間、本件商品について考慮する時間があり、考慮にあたっては本件商品のパンフレットを検討したと推測できる。同パンフレットには年金払いの場合の元本保証についての説明はあるものの、それ以外の元本保証の記載はなく、かつ解約控除についても、控除率が0となるのは3年ではなく7年であることが記載されている。

「保険商品のご提案にあたって」と題する文書には、大きく「預金等との相違について」との記載があり、「ご提案させていただく保険商品は預金等ではなく、元本の返済は保証されておりません。」と記載されており、申立人はそのすぐ下の欄に署名押印している。

以上の事実から考えるに、一般人においては、本件商品は途中解約等の場合には元本が保証されないことを容易に認識できるものであり、募集人が、契約者が容易に認識できる事実について虚偽の説明を行うことは通常考えられない。

申立人の事情聴取においても、募集人が虚偽説明を行ったことを合理的に推認できるような供述はなく、募集人の事情聴取においてもかかる事実を推認できる供述はなかった。その他の各証拠に照らしても、申立人の主張するような虚偽の説明を行ったことを推測できる事実は存在しない。

(2) 錯誤無効の主張について

下記のとおり、申立人の本件契約についての錯誤無効の主張は認定することができない。

本件パンフレットには明確に保険である旨の記載があり、かつ申込書にも冒頭に保険会社名の表示があること、文書「保険商品のご提案にあたって」には明確に保険商品との記載があること、その直ぐ下には取扱保険会社として数社の生命保険会社の記載があること等を勘案すると、申立人が本件契約にあたり、当該商品が保険であることを知らなかったという事実を認定することは困難である。

申立人の主張するように、「わからないことがあれば銀行に聞けばわかる」との説明も、銀行が相手方会社の代理店である以上当然の説明であり、これをもって、銀行の商品であると申立人に誤解を生じさせるような説明と認定することはできない。